

「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

コメントの概要	金融庁の考え方
<p>今回の国際会計基準の告示指定について賛成する。</p> <p>ただし、昨年9月に国際会計基準審議会（IASB）により公表されたIFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」については、本年1月のIASB会議において、追加で修正し、かつ、適用日を延期する提案を行うことが暫定的に決定されている。</p> <p>このため、昨年9月に公表されたこれらの基準について早期適用を行う場合には、IASBの議論の状況を注視する必要があると考えられる。</p> <p>また、追加修正基準がIASBにおいて確定した場合、迅速に告示指定を行っていただくことが適切と考えられる。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>